

# 太陽光発電納税申告書 作成マニュアル

2021年3月21日作成  
2026年3月14日改訂

竹町自治会

## 【太陽光発電の目的】

「交付金の一部を現金化して、自治会会計に繰り入れること」

太陽光発電の当初からの目的は、太陽光発電で電気を得ることでも、これを消費して電気代を相殺することでもなく、交付金を現金化して自治会の収入を得ることが一番の目的である。

環境エネルギーセンターが竹町に建設されることが決まり、これの建設協力金として竹町に1億円が交付されることになった。しかしながら、この交付金は現金としては受け取れず、施設の建設費か設備費以外には使えないことになっており、自治会として自由に使えるものではなかった。そこで、竹町自治会としては、交付金の内いくらかでも、現金化して自治会費に入れられないかということで種々検討した結果、太陽光発電を換金装置として導入したというのが過去の経過である。

(太陽光発電導入の目的は過去の臨時総会でも説明済み)

## 【これまでの経過】

平成28年7月から発電を始め、令和3年3月時点で5年半が経過する。この間の売電額は約144万円に達し、このまま故障することなく順調に発電が続けられれば、契約満了の20年後には600万円の収入を得ることになっていた。この間、自治会としては一銭も支出せずに収入だけが得られ、将に濡れ手で粟のようなものであった。

しかしながら、その後に10kWhを越える発電設備を有し、売電している場合は発電事業者として課税される事が分かり、税金を差し引くと当初の計画より減収となることが判明した。町内の誰もが税金のことを想定出来ていなかったのは不覚の一語に尽きる。ただ、税金分は減収となるが、それでも年間20万円余の収入があり、自治会としては大きな財源であることに変わりはない。

その後、「納税手続きは税理士に任せよ。」等の意見もあったが、わずか30万円の収入に税理士費用と税金を支出すれば元も子もなくなるので、納税手続きだけは町内で対応する事に決める。

## 【今後の対応】

今日まで全く故障もせず、順調に運転を続けているが、将来的には故障が発生する可能性はある。これにより修繕費が発生した場合以下の様な対応が必要と考える。

- 1) 残余契約年数がまだ多くある時点で故障が発生した場合

残余契約年数で修繕費以上の回収が出来るならば修繕を実施、売電を続行。

- 2) 残余契約年数が残り少ない時点で故障が発生した場合

残余契約年数で修繕費が回収出来なければ、その時点で契約破棄、売電中止を断行。

元々自治会としては一銭も出費していないので、壊れたら売電終了で対応すれば何の問題もない。

- 3) 契約期間20年経過後も支障なく発電出来る場合

売電単価が極端に下がるため、税金だけで赤字になるので、売電契約は中止というのが基本路線である。但し、自治会に財政的余裕があれば、蓄電システムを導入して、使用電力量を削減するという方法もあるが、現時点では蓄電システムには莫大な費用が発生し、投資金額の回収は不能となる公算が高い。

## 【設備仕様と売電契約】

売電契約期間：20年間

太陽電池	パワーコンディショナー	価格
種類：単結晶シリコン型 (220W×50枚) 容量：10.0kWh以上	容量：5.5kWh×2基 出力電圧：AC202V（単相2線式） 電力変換効率：0.95以上	3,227,000円

売電契約単価：平成31年10月まで24円×1.08=25.92円/kWh

平成31年10月以降24円×1.10=26.40円/kWh

※消費税分も竹町自治会の収入となる。

## 太陽光発電納税申告書作成マニュアル

### 【納税申告に必要な書類】

全ての書類はこのホームページにアップロードしておきますが、税制が変わって最新版が必要な時は近江八幡税務署の窓口、近江八幡市税務課、西部県税事務所から入手して下さい。これが面倒な時は国税庁、滋賀県、近江八幡市のホームページからダウンロードして下さい。

#### 1. 国税（10種類の書類）……近江八幡税務署2階窓口で入手

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/01.htm>)

- 1) 別表一 各事業年度に係わる申告書
- 2) 別表一次葉 法人税額の計算
- 3) 別表四 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）
- 4) 別表五（一） 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
- 5) 別表五（二） 租税公課の納付状況等に関する明細書
- 6) 別表一四（二） 寄付金の損金算入に関する明細書  
※この明細書は寄付（自治会への繰入）をしない場合は不要
- 7) 別表一六（二）  
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
- 8) 貸借対照表及び損益計算書
- 9) 異動届出書（自治会長変更を納税申告時に同時に届ける）
- 10) 納付書：税務署で法人番号の入った物を作ってくれます。

#### 2. 県民税（5種類の書類）……大津の西部県税事務所に電話して送付依頼する

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/309108.html>)

※西部県税事務所課税一課（077-522-9804）に2月末～3月始め頃に電話して申告書一式を送って欲しいと要求すれば送ってくれます。

- 1) 第6号様式 \*\*事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税、事業税、地方法人特別税の申告書
- 2) 第6号様式別表六 収入金額に関する計算書  
（これは毎年変わりません。）
- 3) 貸借対照表及び損益計算書
- 4) 法人の事業開始等届出書：自治会長が代わる度に提出が必要で納税申告と同時に提出して下さい。
- 5) 納付書

#### 3. 市民税（4種類の書類）……フォーマット（原紙）はPC内にある

(<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/zeimu/1189.html>)

- 1) 第二十号様式 市町村民税の確定申告書
- 2) 貸借対照表及び損益計算書
- 3) 納付書
- 4) 様式第66号の2 法人・事業所等異動届  
（自治会長交代についての届け）

※多額の修繕費発生等で発電事業を廃止せざるを得なくなった場合は、直ちに事業廃止届を税務署、県税事務所、市の税務課に提出してください。この届けがないと、収益がなくとも均等税が課せらる恐れがあります。

## 【税金計算について】

税金計算は当該年度の売電額、修繕費、寄付金（自治会への繰入）の3つをインプットするだけで、全ての用紙への記入事項が計算出来る様になっています。また、**修繕費や寄付金がない場合は売電額だけ**をインプットすれば完了です。

### 1) 税金計算ファイルの保存先

このファイルもホームページにアップロードしておきますので、ダウンロードして使ってください

### 2) 税金計算ファイルの見方

「税金計算」のシートを開くと、縦方向に税金計算上の各項目が並んでいます。右方向にはこれらに対する数値が20年分仮計算されて入っています。これは当自治会の売電金額が国の固定価格買取制度により20年間保証されていますので、この期間の計算をしています。

### 3) 税金計算の方法

税金計算は、下記の**3項目を当該年度欄にインプットするだけ**で、全ての項目が自動で計算されます。（この3項目と表下の税率以外は入力不可となっています。）

◎必須項目：年間売電料（3月～翌年2月の振込額 初期値は30万円と仮設定）

○任意項目：修繕費、寄付金（実施した年度のみ）

太陽光発電の税金計算		通し番号	5年目	6年目	7年目	8
最終版	和暦		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和
	西暦		2020年度	2021年度	2022年度	202
損益計算書	年間売電収入(利息含む)	①	306,501	300,000	300,000	← 売電額
	減価償却費(期首簿価×0.118)	②	243,284	214,576	189,257	
	修繕費	③	0	0	0	← 修繕費
	自治会への寄付金(引出額)	④	800,000	0	0	← 寄付金
	法人事業税・特別法人事業税(損金算入可)	⑤	3,900	3,900	3,900	
	租税公課(法人税、法人住民税:均等割、法人税割) (損金算入不可)	⑥	82,000	85,900	90,200	
	当期利益(①-②-③-④-⑤-⑥)	⑦	-822,683	-4,376	16,643	

※寄付金とは、太陽光発電会計から引き出して自治会会計へ繰り入れた額のことです。修繕費として預金残高50万円程度あれば十分だと思いますので、それだけを残して適時引き出してもらっても良いと思います。引き出す必要がなければ積み立てて置いて下さい。

また修繕費については、将来の収支を検討の上、修繕の要否を判断して下さい。契約年数は20年ですので、残年数で修繕費を回収出来ないようであれば、その時点で太陽光発電を停止、契約解除すれば良いと思います。それでも十分元は取れています。



## 1. 税金の種類と税率

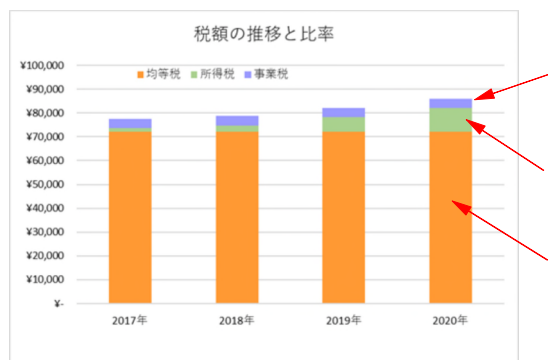
税金の種類には下記があり、均等税の負担が最も重い。均等税は売上や所得に関係なく課せられる税金で、経費削減等の企業努力をしても引き下げることが出来ない。

※税率については年度毎に確認が必要

	種 類	税率と税金計算 (令和4年2月28日現在)	令和2年度事例
国 税	法人税	所得金額×15% (百円未満切捨)	8,800円
	地方法人税	法人税額 (千円未満切捨) ×10.3% (百円未満切捨)	800円
県民税	均等税	固定額 22,200円 (所得額に関係なし)	20,200円
	法人税割	法人税額 (千円未満切捨) ×1% (百円未満切捨)	200円
	法人事業税	売電収入 (千円未満切捨) ×1% (百円未満切捨)	3,000円
	特別法人事業税	法人事業税×30% (百円未満切捨)	900円
市民税	均等税	固定額 50,000円 (所得額に関係なし)	50,000円
	法人税割	法人税額 (千円未満切捨) ×7.4% (百円未満切捨)	500円
総 納 税 額			86,400円

## 2. 税金の種類と構成比

税金は大きく分けて3つに分類出来る。



- 1) 事業税 (令和2年度構成比 4.5%)  
県の法人事業税と特別法人事業税
- 2) 所得税関連 (令和2年度構成比 11.4%)  
法人税、地方法人税、法人税割
- 3) 均等割り (令和2年度構成比 84.1%)  
県と市の固定税で、この比率が最も大きく売上や所得に関係せず一律に課税される。従って、節税のために経費を増やして所得を減らしても、固定額の均等割税が減らないので、殆ど効果がない。

減らしても、固定額の均等割税が減ら

## 3. 所得額の求め方

所得額 = 売電収入 - 減価償却費 - 修繕費 - 法人事業税 - 特別法人事業税

所得額 = 当期利益 + 法人税 + 地方法人税 + 均等割 (県・市) + 法人税割 (県・市)

※計算結果は同じ数字になるが、二通りの計算方法がある。